

広島アニマルケア専門学校

学 則

広島アニマルケア専門学校 学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、動物に関する学術、理論、技術を指導教育し、ペット社会の要請に応えうる優秀な人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、広島アニマルケア専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、広島市中区小町8番33号に置く。

第 2 章 課程、学科、修業年限及び定員等

(課程等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員等は、次のとおりとする。

| 課程名 | 学科名 | コース | 昼夜区分 | 修業年限 | 学年定員 | 総定員 | 学級数 |
|-----------|-----------|--------------|------|------|------|-----|-----|
| 文化・教養専門課程 | 動物看護学科 | 動物看護コース | 昼 | 3年 | 20名 | 60名 | 3 |
| | | | | 2年 | 20名 | 40名 | 2 |
| | 動物管理学科 | グルーミングコース | 昼 | 2年 | 25名 | 50名 | 2 |
| | | ドッグトレーニングコース | 昼 | 2年 | 25名 | 50名 | 2 |
| | | ドッグセラピーコース | 昼 | 2年 | 20名 | 40名 | 2 |
| 文化・教養専門課程 | 動物管理学科専攻科 | | 昼 | 2年 | 20名 | 40名 | 2 |

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月 1日から 10月15日まで
後期 10月16日から翌年 3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学年始休業日 4月 1日から 4月 7日まで
- (4) 夏季休業日 7月 20日から 9月 7日まで
- (5) 冬季休業日 12月 21日から翌年 1月 7日まで
- (6) 学年末休業日 3月 21日から 3月 31日まで
- (7) 創立者の日 4月 30日
- (8) 学園記念日 5月 4日

2、特別の理由のあるときは、校長は前項第3号から第6号までの休業期間を変更することがある。

3、臨時の休業日は、そのつど校長が定める。

第 4 章 授業科目、授業時数及び始業・終業時刻

(授業科目及び授業時数)

第8条 本校の授業科目及び授業時数は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7のとおりとする。

(単位数の基準)

第9条 授業時間数を単位数に換算する場合は講義および演習については15時間をもって1単位、実験・実習および実技については30時間をもって1単位とすることを標準とする。

(始業及び終業の時刻)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

午前9時00分から午後4時10分まで

ただし、土曜日は午前9時00分から午後0時10分まで

第 5 章 教 職 員 組 織

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学園長 1人
- (2) 校長 1人
- (3) 教員 4人以上
- (4) 講師 若干名
- (5) 事務員 1人以上
- (6) 学校医 1人

2、学園長は、教育及び事務を総括する。

3、校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。

第6章 入学、休学、退学、学習評価及び卒業

(入学資格)

第12条 本校に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

但し、専攻科入学については次のとおりとする。

- (1) 本校を卒業した者
- (2) 大学の動物系学科を卒業した者
- (3) 短期大学の動物系学科を卒業した者
- (4) 専修学校専門課程の動物系学科を卒業した者
- (5) 大学、短期大学、専修学校専門課程を卒業した者のうち、校長が適切と認めた者

(入学時期)

第13条 入学時期は4月とする。

(転入学及び編入学)

第14条 前条に規定する資格を有する者であつて、転入学及び編入学を希望するものは、その都度校長が学園長と協議の上決定する。

(入学手続)

第15条 本校の入学手続は、次のとおりである。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に第27条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続終了した者に対して選考（入学試験）を行い、入学を許可する。
- (3) 入学を許可された者は、指定期日までに保証人連署の誓約書、住民票記載事項証明書等、その他の書類に入学金を添えて手続をとらなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われない時は、入学の許可を取り消すことがある。

(入学許可)

第16条 入学は、校長が学園長と協議の上、これを許可する。

(休学)

第17条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって休学しようとする場合は、診断書その他のこと由を明らかにする書類を添え、校長の承認を受けなければならない。

2、 前項の規定により、休学中の者が復学しようとする時は、その事情を明らかにして届け出なければならない。

(退学及び転学)

第18条 退学又は転学しようとする者は、その事由を明らかにして保証人連署をもって校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第19条 前条の規定により退学又は転学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することができる。

(科目履修生)

第20条 本校生徒以外の者が本校に開設する一又は複数の科目の履修を願い出た時は、当該科目の履修を許可することができる。

2 校長は、前項の規定により特定の科目を履修している者が入学した場合においては、科目履修生としての履修を本校における履修とみなし、第21条の規定を準用し、単位を認定することができる。

(学習評価および卒業)

第21条 単位の認定は、試験の成績を基本とし、出席状況、レポート等を考慮の上総合的に行う。

2、成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。評価は次の標準による。

| | | |
|---------|-------|----|
| 100～80点 | ・・・・・ | 優 |
| 79～65点 | ・・・・・ | 良 |
| 64～60点 | ・・・・・ | 可 |
| 59～0点 | ・・・・・ | 不可 |

3、卒業の認定に当たっては、学生の単位の修得状況及び出席時数及び平素の学習の学習成績等を基礎として、校長が学園長と協議の上これを認定する。

4、前項の認定により、卒業の認定を受けた者には、卒業証書を授与し、専門士の称号を付与する。(文部省の告示を受けた日より施行)

第 7 章 保護者及び連帯保証人

(保護者)

第22条 保護者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 親権者
- (2) 後見人
- (3) 後見人の職務を行う者

2、保護者は、学生の生活と教育に関する一切の責任を負い、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(連帯保証人)

第23条 学生の生活と教育について学校に対し責任を負うことができる者を1人、連帯保証人として定めなければならない。

(保護者及び連帯保証人の変動)

第24条 保護者又は連帯保証人が転籍転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

2、前項の変動が死亡、失そうままたは禁治産の宣告もしくは破産等にかかるものであるときは、あらためて保護者又は連帯保証人を定めなければならない。

3、連帯保証人が適当でないと認められるときは、変更させことがある。

第 8 章 賞 罰

(ほう賞)

第25条 学生がその成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、ほう賞がある。

(懲戒処分)

第26条 学生が本校の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、懲戒処分を行うことがある。

2、 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3、 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者。

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

第 9 章 授業料、入学金、入学検定料その他の納付金

(授業料等)

第27条 授業料、入学金、入学検定料その他の納付金は、別表7のとおりとする。

(納入)

第28条 学生は、その在籍中は出席の有無にかかわらず授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

(滞納)

第29条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を4ヶ月以上滞納し、納入の見込みがない時は、退学を命ずることがある。

(納付金の不還付)

第30条 既に納入した授業料、入学金、入学検定料その他の納付金は、理由の如何を問わず返還しない。

第 10 章 雜 則

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(施行細則)

第32条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が学園長と協議の上、別に定める。

附 則

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

ただし、第4条（課程等）及び第26条（授業料等）の規定は、平成26年度の入学生より施行する。

この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

ただし、第8条（授業科目及び授業時数）の規定の別表3及び別表4は、平成26年度入学生より施行する。

この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

ただし、第8条（授業科目及び授業時数）の規定の別表1及び別表2は、平成27年度入学生より施行する。

なお、第4条（課程等）、第8条（授業科目及び授業時数）の規定の別表6及び第26条（授業料等）の規定の別表7は、平成28年の入学生より施行する。

この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

ただし、第8条（授業科目及び授業時数）の規定の別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6は、平成29年度入学生より施行する。

なお、別表1-1及び別表2-1は平成28年度入学生のみ施行する。

この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

この学則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

ただし、第26条（授業料等）の規定の別表8は、令和2年度
入学生より施行する。

この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。